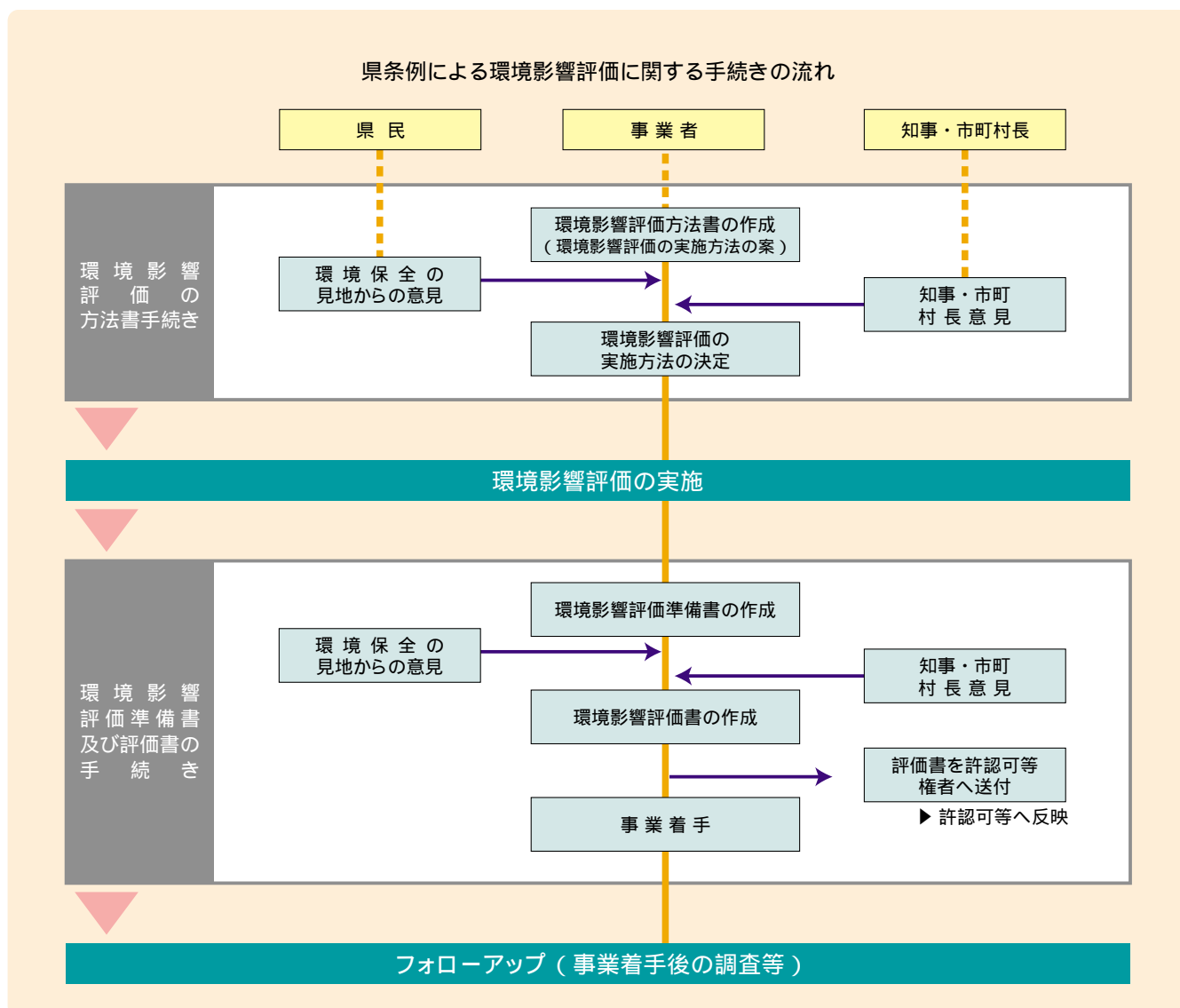


# 第6章 共通的基盤的施策の推進

## 1 環境影響評価の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、事業者は、事前に環境への影響について調査、予測及

び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴くなど、環境保全について適正な配慮を確保することにより、環境汚染の未然防止が図られるよう、環境影響評価（環境アセスメント）を行うこととなっています。



## 2 その他の共通的基盤的施策

### 1. 環境保全資金融資制度

公害防止施設の設備・改善をはじめ、環境保全のための経費について長期低利の融資制度によって資金的援助を行い、環境への負荷の低減を図るための取組の促進を図っています。

環境保全資金融資制度

制度の名称	内 容	貸付限度額
環境保全資金	中小企業者の公害防止施設や、地球環境の保全配慮した施設・設備等に要する資金の融資	5,000万円 〔ダイオキシン防止対策：8,000万円 マネジメントシステム導入：2,000万円〕
設備資金貸付制度及び設備貸与制度	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、小規模企業者等及び創業者が経営基盤の強化を図るため、公害防止設備を導入する場合の設備資金の貸付・設備貸与	設備資金貸付：4,000万円 (所要資金の1/2以内) 設備貸与：6,000万円
資金貸付高度化	中小企業者が、協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、構造改善高度化事業として貸付条件を優遇	取得資金の80%以内

### 2. 調査研究・技術開発の推進

保健環境センターをはじめとする県の各試験研究機関では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動など環境に関する測定や検査・分析、環境保全技術や健康影響、農業技術、環境にやさしい技術の開発などに取り組んでいます。



### 3. 環境監視・環境情報システムによる常時監視等の実施

大気汚染、水質汚濁、県内の工場からの汚染物質排出量など、環境に関するさまざまな情報を収集・蓄積し、行政計画の策定や環境影響評価の実施等を支援するため、大気汚染・水質汚濁に関する「監視システム」や、大気・水質等に関する「情報管理システム」を逐次整備し、運用を図っています。

### 4. 公害苦情事案・公害紛争への対応

県及び市町村は、公害に関する苦情について住民の相談に応じ、苦情処理に必要な調査、指導及び助言等を行っています。また、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

公害苦情事案の処理状況

区 分	11年度			12年度			13年度			
	総数	解決件数	解決率(%)	総数	解決件数	解決率(%)	総数	解決件数	解決率(%)	
取扱件数	1,531	1,362	89.0	1,627	1,433	88.1	1,635	1,480	90.5	
公害の種類	大気汚染	488	454	93.0	513	480	93.6	470	443	94.3
	水質汚濁	365	332	91.0	376	334	88.8	362	342	94.5
	騒音	235	213	90.6	230	208	90.4	236	222	94.1
	振動	29	25	86.2	16	12	75.0	27	26	96.3
	悪臭	226	194	85.8	235	217	85.8	275	248	90.2
	土壌汚染	9	9	100.0	3	3	100.0	3	2	66.7
	地盤沈下									
その他	179	135	75.4	236	179	75.8	262	197	75.2	

県環境対策室調べ